

神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業・業務部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの））を利用する発電設備から得たエネルギーを、特定の施設に供給し、供給された施設で消費することを目的とする設備をいう。

(2) バーチャルパワープラント（以下「VPP」という。）

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池等のエネルギー設備を高度なエネルギーマネジメントにより統合的に制御することで、仮想的に発電所のように機能させ、電力の需給調整に活用できるよう構成されたものをいう。

(3) 事業活動温暖化対策計画書等

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第11条に規定する計画書、第14条に規定する排出状況報告書及び第15条で規定する結果報告書をいう。

(4) CO₂排出量管理システム

事業者の電力使用量等の活動量を入力・データ連携することで、事業者が排出するCO₂等温室効果ガス排出量の算定・可視化・削減管理をするクラウドサービス等をいう。

(5) リース

契約の名称にかかわらず、補助対象設備等の貸主が、当該設備等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備等を使用する権利を与え、借主は、当該設備等の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

(6) 割賦

補助対象設備等の所有者である売主が、当該設備等の買主に対し、当事者間で合意

した期間にわたり月賦、年賦その他の方法により分割して当該設備等の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備等の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備等を販売することをいう。

(7) 中小企業等

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。

(イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有していること。

(ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者

(8) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度（脱炭素化に向けて、自主的かつ計画的に取組を進めようとする事業者を県が認証、周知等することにより、県内の中小企業等の脱炭素化の取組を後押しする制度をいう。）において、認証書の交付を受けた事業者をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を設置する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金」という。）

(2) 省エネルギー対策に資する設備を導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費補助金」という。）

(3) V P Pを形成する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県V P P形成促進事業費補助金」という。）

- (4) 事業活動温暖化対策計画書等の報告様式に合わせてデータを収集・整理する機能を追加するなどのシステムを改修等する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県CO₂排出量管理システム改修支援補助金」という。）
- 2 前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表4に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。
- (10) 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。

（補助額の算出方法等）

- 第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表4に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表4に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国等の補助金その他の名称を問わず国等からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。
- 2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。
- 3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

- 第5条 補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社から

の調達（工事等を含む。）がある場合は、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）

3 利益等排除の方法は次のとおりとする。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（前号の場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付申請の書類）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表4に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付又は不交付の決定の通知）

第7条 規則第4条の規定による交付又は不交付の決定は、別表1から別表4に定める様式により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、以下のア及びウに掲げる軽微な変更についてはこの限りではな

い。

ア 第3条第1項第1号及び第2号の補助事業については、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証結果による変更

イ 第3条第1項第3号の補助事業については、交付決定額にその2分の1を超える影響を及ぼすことがない変更

ウ 第3条第1項第4号の補助事業については、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表4に定める様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表4に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表4に定める様式を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表4に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

2 前項の規定は、第9条の変更の承認の申請について準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第 11 条 補助事業は、規則第 4 条の規定による交付決定を受けた以降に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表 1 から別表 4 に定めるとおりとする。

2 補助事業者は、交付の決定を受けた年度内で、知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表 1 から別表 4 に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

第 12 条 規則第 10 条の規定による状況報告は、別表 1 から別表 4 に定める様式により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。ただし、同期日までに第 13 条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、別表 1 から別表 4 に掲げる書類により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。

2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 14 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 7 条又は第 9 条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表 1 から別表 4 に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第 7 条又は第 9 条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

- 2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、別表1から別表4に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表4に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表4に定める様式により通知するものとする。
- 5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 7 知事は、第3項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(暴力団排除)

第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人その他の団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

2 知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

(調査事項等)

第21条 補助事業者は、別表1及び別表3に定める県への協力事項に協力し、別表2に定

める県の調査事項等へ応じなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱に従うものとする。

別表1 第3条第1項第1号に規定する補助金（神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表1において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 蓄電システム 自家消費型再生可能エネルギー発電設備によって発電した電力を優先的に蓄電し、当該発電設備による発電された電力の自家消費率の向上に資する設備をいう。</p> <p>(2) 電力販売 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の所有者である発電事業者が、当該設備を当該発電事業者の費用により設置し、発電された電気を消費する施設の所有者等に販売するものをいう。</p> <p>(3) ソーラーローン 契約の名称にかかわらず、ローン契約により、自家消費型再生可能エネルギー発電設備を設置する費用を、第三者が立替て直接施工業者に支払うものをいう。</p>													
<p>2 第3条第1項の補助事業の範囲</p>	<p>次の第1号に掲げる設備及び第1号の設置と併せて第2号に掲げる設備で、かつ、次の第3号から第9号に掲げる条件を満たす設備を設置する事業とする。なお、第1号に掲げる設備の設置は必須とし、第2号に掲げる設備の設置は任意とする。</p> <p>(1) 次に掲げる種別ごとの要件を満たす自家消費型再生可能エネルギー発電設備</p> <table border="1" data-bbox="454 1167 1366 1727"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1167 683 1211">種別</th> <th data-bbox="683 1167 1366 1211">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1211 683 1491">太陽光発電</td> <td data-bbox="683 1211 1366 1491">発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1491 683 1536">風力発電</td> <td data-bbox="683 1491 1366 1536">単機の発電出力が1kW以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1536 683 1581">水力発電</td> <td data-bbox="683 1536 1366 1581">発電出力が1,000kW以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1581 683 1626">地熱発電</td> <td data-bbox="683 1581 1366 1626">特になし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1626 683 1727">バイオマス発電</td> <td data-bbox="683 1626 1366 1727">バイオマス依存率が60パーセント以上であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 次に掲げる要件を全て満たす蓄電システム</p> <p>ア 補助事業で設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置するものであること。</p> <p>イ 補助事業を実施する施設において、新たに設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。</p> <p>ウ 定置用であること。</p>		種別	要件	太陽光発電	発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW以上であること。	風力発電	単機の発電出力が1kW以上であること。	水力発電	発電出力が1,000kW以下であること。	地熱発電	特になし	バイオマス発電	バイオマス依存率が60パーセント以上であること。
種別	要件													
太陽光発電	発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW以上であること。													
風力発電	単機の発電出力が1kW以上であること。													
水力発電	発電出力が1,000kW以下であること。													
地熱発電	特になし													
バイオマス発電	バイオマス依存率が60パーセント以上であること。													

	<p>(3) 全て未使用品であること（ただし、蓄電システムにあっては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）。</p> <p>(4) 設備から得られた電力を、居住する部分で使用しないものであること。</p> <p>(5) 設備から発電される電力量が、消費する施設における通常の電力消費量よりも下回っているものであること。</p> <p>(6) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>(7) 神奈川県内に設置し、神奈川県内で消費するものであること。</p> <p>(8) 需要家自らが太陽光発電設備を設置する自己所有型に加えて、リース、割賦、ソーラーローン又は電力販売（以下別表1において「リース等」という。）のいずれかによって実施されるものであること。</p> <p>(9) FIT（固定価格買取制度）及びFIP（Feed-in Premium）の認定を受けないものであること。</p>						
<p>3 第3条第2項の補助事業者</p>	<p>補助事業者は、補助事業を実施し、かつ、設備を所有する者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。</p> <p>ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。以下別表1において同じ。）</p> <p>イ 青色申告を行っている個人事業者</p> <p>(2) リース等により実施する場合は、補助金の交付を受ける者及び補助事業者はリース等事業者（リース等契約に基づき、設備のリース等を行う者。以下別表1において同じ。）とする。また、リース等事業者が法人、リース等使用者（リース等契約に基づき、設備を設置して使用する者。以下別表1において同じ。）が前号に掲げるいずれかの者であることとし、リース等事業者とリース等使用者が共同で申請を行うこととする。</p> <p>(3) 前号の場合に、リース等事業者は、リース等使用者から領収するリース料、割賦料、返済額又は電力販売における電力使用料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額しなければならない。</p>						
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>補助事業を実施するために必要な経費のうち、設備費（設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（設備の設置に要する経費（設備の設置に向けた設計に要する経費を含む。））</p>						
<p>5 第4条の補助額の算出方法</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="454 1854 1361 1906">設備の種類ごとに、次に掲げる額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1906 683 1957">種類</td> <td data-bbox="683 1906 1361 1957">補助額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1957 683 2085">自家消費型再生可能エネルギー発電設備</td> <td data-bbox="683 1957 1361 2085"> <p>(1) 発電出力に1kW当たり6万円を乗じた額とする。ただし、補助対象経費を上限とする。</p> <p>(2) 補助事業者（リース等により実施する場合は、</p> </td> </tr> </table>	設備の種類ごとに、次に掲げる額とする。		種類	補助額	自家消費型再生可能エネルギー発電設備	<p>(1) 発電出力に1kW当たり6万円を乗じた額とする。ただし、補助対象経費を上限とする。</p> <p>(2) 補助事業者（リース等により実施する場合は、</p>
設備の種類ごとに、次に掲げる額とする。							
種類	補助額						
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	<p>(1) 発電出力に1kW当たり6万円を乗じた額とする。ただし、補助対象経費を上限とする。</p> <p>(2) 補助事業者（リース等により実施する場合は、</p>						

		<p>リース等使用者) がかながわ脱炭素チャレンジ中小企業の場合は、発電出力に1kW当たり2万円を乗じた額を上乗せする。ただし、補助対象経費を上限とする。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、補助事業者(リース等により実施する場合は、リース等使用者) が中小企業等でない場合は、1,000万円を上限とする。</p>
	蓄電システム	<p>導入する蓄電システム台数に1台当たり15万円を乗じた額とする。ただし、補助対象経費を上限とする。</p>
6 第6条の交付申請に係る提出書類		<p>(1) 神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書(第1号様式)</p> <p>(2) 事業計画書(第1号様式別紙1)</p> <p>(3) 契約を既に締結している場合は、契約書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(4) 経費の内訳書類</p> <p>(5) 仕様書</p> <p>(6) 設置図(機器配置図、システム系統図及び導入する設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図)</p> <p>(7) 想定発電量及び想定電力消費量計算書(第1号様式別紙2)に加えて、年間の想定発電量を算出したもの及び当該様式に記載した各月の電気料金票又はデマンドデータ</p> <p>(8) 役員等氏名一覧表(第1号様式別紙3)(本様式及び本様式に附属する添付資料については、リース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出すること。)</p> <p>(9) 補助事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書の写し(発行日から3か月以内のもの)又はこれに代わるもの、個人事業者の場合は、青色申告者であることを証明する書類の直近1年分の写し</p> <p>(10) 補助額が1,000万円を超え、かつ前号の証明書等で中小企業等であることが確認できない場合は、中小企業等であることが確認できる書類の写し</p> <p>(11) リース等により実施する場合は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金共同申請同意書(第1号様式別紙4)及び契約を既に締結している場合はリース等に係る契約書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(12) 補助事業者又はリース等使用者と設備を設置する施設の所有者が異なる場合は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る設置施設に関する同意書(第1号様式別紙5)及び登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの(当該施設を新築する場合にあっては、建築確認済証の写し)</p>

	<p>(13) 導入する自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類がバイオマス発電の場合は、バイオマス依存率が分かる計算書</p> <p>(14) その他知事が必要と認めるもの</p>
7 第7条の交付又は不交付の決定に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）
9 第9条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
10 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）
11 第9条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
12 第11条第1項の補助事業の着手	設置工事の着工とする。
13 第11条第2項の補助事業の完了	「設置工事が完了した日」又は「補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払いを完了した日」のいずれか遅い日とする。
14 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実施状況報告書（第10号様式）
15 第13条の実績報告に係る書類	<p>(1) 神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実績報告書（第11号様式）</p> <p>(2) 事業報告書（第11号様式別紙1）</p> <p>(3) 仕様等を、補助対象経費にその20パーセントを超える影響がない範囲で変更した場合（ただし、第9条に定める変更の申請時に変更した内容は除く。）は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙2）及び変更に係る書類</p> <p>(4) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預</p>

	<p>金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。）</p> <p>(5) 申請時に契約書等を提出していない場合は、契約書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(6) 経費の内訳書類（ただし、申請時に提出した内訳書類と内容が同様の場合は提出を要しない。）</p> <p>(7) 工事完了を証する書類及び支出を証する書類の写し</p> <p>(8) 実施状況が確認できる設置図（機器配置図、システム系統図及び設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図）及び完成写真又はこれに代わるもの</p> <p>(9) 型式及び製造番号が明記された保証書の写し又は出荷証明書の写し等</p> <p>(10) リース等により実施し、申請時にリース等の契約書を提出していない場合は、リース等の契約書の写し</p> <p>(11) 需要地から離れた場所に設備を設置し、発電したエネルギーを託送する場合は、託送供給に関する契約書の写し又は電力会社との協議内容が分かる書類等</p> <p>(12) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、利益等の排除に関する書類</p> <p>(13) その他知事が必要と認めるもの</p>	
16 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付額確定通知書（第12号様式）	
17 第17条第2項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	自家消費型再生可能エネルギー発電設備	10年
	蓄電システム	6年
18 第17条第3項の財産処分に係る様式	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）	
19 第17条第4項の財産処分の承認等に係る様式	<p>処分等が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により通知する。</p>	
20 第21条の県への協力事項	自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない。	

別表1 第1号様式（第6条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 -

住所

名称

代表者の職名・氏名

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、4の誓約事項について誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙3）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

事業計画書のとおり

3 交付申請額（千円未満切捨て）

円

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定なされていないこと。
- 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- 県税その他の租税を滞納していないこと。
- 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。
- 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。（確認に必要な範囲内で、提出書類の内容に関して、県の他の所属へ照会することがあります。）

5 利益等の排除について

補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）の有無	選択してください
---	----------

※有の場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出すること。

別表1 第1号様式別紙1

事業計画書

1 補助事業の目的

県内において、2のとおり自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を導入し、発電した電力については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の認定に係る発電に用いることなく、県内の施設で、消費電力の一部として使用すること。

2 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の種類

発電設備の種類		選択してください
発電出力		kW
蓄電システムの設置		選択してください (0 台)
蓄電容量		kWh
設置場所	所在地	
	施設名称	
	所有者名	
	設置箇所	選択してください
既存の発電設備	既存の設備	選択してください
	発電出力	kW
	年間の発電実績	kWh
発電電力の消費者 ※申請者と異なる場合は記載。		
発電電力の消費場所 ※設置場所と異なる場合は記載。	所在地	
	施設名称	

3 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

※かながわ脱炭素チャレンジ中小企業は補助金交付額が1kW当たり2万円上乗せされます。交付額が決定した後に、上乗せ分を申請することはできません。

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業の認証及び申請の有無	選択してください
認証済の場合は、交付日と認証番号を記載してください。	交付日 令和 年 月 日 (第 号)
かながわ脱炭素チャレンジ中小企業の認証期間中は、毎年度の実績報告、認証内容変更時の届出等、所定の手続きが必要です。	選択してください

4 国・市町村の補助金の申請・交付状況

補助金名称	金額
	円
	円

5 補助事業の着手及び完了の予定日

工事着工予定日	年	月	日
工事完了予定日	年	月	日
支払完了予定日	年	月	日

6 中小企業等の区分

申請者（リース等で実施する場合は、リース等使用者）は、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第2条第7号の中小企業等に該当します。	選択してください
--	----------

7 補助対象経費等の内訳及び交付申請額

経費の区分	金額（税抜き）
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	円
蓄電システム	円
補助対象経費合計	円
補助対象外経費	円
経費合計	円
交付申請額	円

※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）する場合は、利益等排除して算出すること。

8 申請者・共同申請者の情報

		申請者	共同申請者（該当の場合のみ記載）
法人名			
代表者職名・氏名			
業種	大分類	選択してください	
	中分類	選択してください	
資本金		円	円
従業員数		人	人
部署名・役職			
担当者名			
担当部署の所在地		〒 -	〒 -
電話番号			
メールアドレス			

別表1 第1号様式別紙2

想定発電量及び想定電力消費量計算書

1 年間想定発電量

	kWh
--	-----

※年間想定発電量を算出したもの（シミュレーション等）を添付してください。

2 年間想定電力消費量

(1) デマンドデータを添付する場合

	kWh
--	-----

※昼間の消費量の総計を記入してください。

昼間とした時間

	時		分	～		時		分
--	---	--	---	---	--	---	--	---

自家消費要件 発電量<消費量	
-------------------	--

(2) 電気料金票を添付する場合

1月		kWh
2月		kWh
3月		kWh
4月		kWh
5月		kWh
6月		kWh
7月		kWh
8月		kWh
9月		kWh
10月		kWh
11月		kWh
12月		kWh
合計		kWh

1日における昼間の電力消費量割合

	パーセント
--	-------

昼間の年間想定電力消費量

合計		kWh
----	--	-----

自家消費要件 発電量<消費量	
-------------------	--

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名		フリガナ		生年月日 <small>(大正T、昭和S、平成H、令和R)</small>	性別	住所
	姓	名	姓	名			
<代表者>							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

別表1 第1号様式別紙4

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

共同申請者 郵便番号 〒 -

住所

名称

代表者の職名・氏名

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

区分	法人名又は氏名	
申請者 〔リース等事業者〕	法人名	
	代表者の職	
	氏名	
共同申請者 〔リース等で設置する設備の使用者〕	法人名	
	代表者の職	
	氏名	

【同意事項】

- リース等事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙3）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- 交付決定の結果については、リース等事業者に通知します。
- 補助金はリース等事業者に交付されますが、リース等事業者が補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料、割賦料、返済額又は電力販売における電力使用量の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額することを要します。
- リース等事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース等事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、リース等事業者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

別表1 第1号様式別紙5

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る
設置施設に関する同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所有者 郵便番号 〒 -

住所

名称

代表者の職名・氏名

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

区分	法人名又は氏名	
申請者	法人名	
	代表者の職	
	氏名	
共同申請者	法人名	
	代表者の職	
	氏名	
補助対象設備を設置する施設の所有者	法人の場合	
	法人名	
	代表者の職	
	氏名	
	個人の場合	
	氏名	

【同意事項】

- 1 神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱の趣旨を理解し、補助事業の実施に協力します。
- 2 補助対象設備を次の施設に設置することに同意します。

設置場所所在地
施設等名称

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。また、知事が別に定める期日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業の認証結果による変更についてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければなりません。
- (7) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、そ

の未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

エ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(8) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(9) その他規則及び神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、知事が別に定める期日までに提出しなければなりません。

4 この補助金に係る状況報告は、知事が別に定める期日までに提出しなければなりません。ただし、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合（以下「処分」という。）は、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	10年
蓄電システム	6年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5の期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次のいずれかに該当する場合は、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人その他団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

別表1 第3号様式(第7条関係)

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー等導入費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー
導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県産
業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

(交付しない理由)

別表1 第4号様式 (第9条関係)

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 -

住所

名称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 環総第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 (千円未満切捨て)

変更前 円 変更後 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	kW	kW
蓄電システム	kWh	kWh

3 変更の理由

別表1 第5号様式（第9条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更交付承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表1 第6号様式（第9条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表1 第7号様式（第9条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 -

住所

名称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け環総第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 中止・廃止の内容

[Redacted content for section 1]

2 中止・廃止の理由

[Redacted content for section 2]

別表1 第8号様式（第9条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

様

第 号
年 月 日

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

別表1 第9号様式（第9条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
中止・廃止不承認通知書

様

第 号
年 月 日

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表1 第10号様式（第12条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

別表1 第11号様式 (第13条関係)

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 -

住所

名称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 環総第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(補助金振込先)

口座名義人	(フリガナ)						
金融機関名	コード						
	名称						
店名	コード						
	名称						
預金の種類	選択してください						
口座番号							

事業報告書

1 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の種類

発電設備の種類		選択してください	
発電出力		kW	
蓄電システム等の設置		選択してください	(0 台)
蓄電容量		kWh	
設置場所	所在地		
	施設名称		
	所有者名		
発電電力の消費者 ※申請者と異なる場合は記載。			
発電電力の消費 場所 ※設置場所と異なる 場合は記載	所在地		
	施設名称		

2 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業の 認証の有無 ※認証を受けている場合は、交付日と認証 番号を記載してください。	無			
	交付日	令和	年	月 日 (第 号)

3 国・市町村の補助金の申請・交付状況

補助金名称	金額
	円
	円

4 補助対象経費等の支出状況

経費の区分	金額 (税抜き)
自家消費型再生可能エネルギー 発電設備	円
蓄電システム	円
補助対象経費合計	円
補助対象外経費	円
経費合計	円
補助金交付決定額	円
補助金所要額 (精算額)	円

※補助金所要額 (精算額) は、交付決定額を超えることはできません。
 ※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達 (工事等を含む。) する場合は、利益等排除して算出すること。

5 補助事業の着手及び完了の日

工事着工日	年	月	日
工事完了日	年	月	日
支払完了日	年	月	日

別表1 第11号様式別紙2

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金仕様変更報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 -

住所

名称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 環総第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更前
補助事業の内容		

3 変更の理由

別表 1 第12号様式 (第14条関係)

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知 (年
月 日付け 第 号) により交付決定した補助金については、 年
月 日付けで提出された神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実績
報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県産業・業務部門脱
炭素推進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

(変更する理由)

別表1 第13号様式 (第17条関係)

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由

別表1 第14号様式（第17条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
財産処分等承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付で申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表 1 第15号様式 (第17条関係)

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
財産処分等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)